

**i** 3月1日から7日は  
春の火災予防運動

お出かけは マスク 戸締り 火の用心  
火の取り扱いには十分注意し、火災を  
起こさないように気をつけましょう。  
また、就寝前は火の元の点検をしましょう。

住宅防火 いのちを守る10のポイント

▼4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こたろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

▼6つの対策

- ①ストーブやかんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③寝具・衣類・カーテンは、防災品を使用する。
- ④消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

問 消防予防課 ☎ (92) 1313

**i** 3月分の  
学校給食費振替日

■日時 3月10日(金)

※9日(木)までに入金確認をお願いします。

問 学校給食センター  
☎ (93) 2550

**i** 住宅用火災警報器  
の設置は義務です



寝室と寝室がある階の階段には、煙感知器を設置しましょう。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。定期的に点検を行うようにしましょう。

悪質な訪問販売や訪問点検に注意!

消防職員が住宅用火災警報器の販売や特定の業者にあっせん・販売・点検を依頼することはありません。

問 消防予防課 ☎ (92) 1313

**i** 救急車は適正な  
利用をお願いします



救急車は、けがや急病など、緊急で病院に搬送しなければならない傷病者のためのものです。緊急性がないのに救急車を要請すると、本当に救急車が必要な命の危険がある重症患者への対応が遅れてしまうことも考えられます。

緊急性がなく、自分で病院に行ける場合は、救急車以外の交通機関などを利用してください。

問 消防署 ☎ (92) 1311

**i** 3月から5月は  
春の農作業安全確認運動



県内でもトラクターの横転や機械への挟まれなどで、大怪我をする人が後を絶ちません。農作業中の事故防止を心掛けましょう。

農作業中の事故防止ポイント

- 機械のつまりを取り除くときは、エンジンを止めていますか。
- 機械に巻き込まれないよう、作業に適した服装をしていますか。
- 作業内容や作業場所を家族などに伝えてありますか。
- 緊急時に連絡がとれるよう、携帯電話を持って作業に出かけていますか。

問 農政課 ☎ (93) 4943

**募** 農地の出し手を  
募集中

担い手に貸し付ける農地を探しています。貸し付けたい農地がある場合は、問い合わせてください。出し手と受け手の間に立って(公社)千葉県園芸協会が農地の貸し借りを行います。詳しくは、問い合わせてください。

問 農政課 ☎ (93) 4944

**i** 有害鳥獣の捕獲を  
実施します



市では、農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を1年を通して行っています。

獣類は「箱罠」による捕獲を行い、鳥類は「銃器」による捕獲を予定しています。銃器実施日などの詳細は、対象区域への回覧でお知らせします。

問 農政課 ☎ (93) 4943

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか?

詳しくは問い合わせてください。

【問合せ先】広報情報課 ☎ (93) 3895

有料広告スペース

広報とみさとに

広告を

載せてみませんか?

1枠8,000円~

募集中!

広報情報課

☎ (93)3895